

伊達市特定業務委託に係る共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する特定の業務委託に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 共同企業体により行うことのできる業務は、市が発注する委託業務のうち、大規模かつ技術的難易度の高い業務委託で市長が必要と認めたもの（以下「特定委託業務」という。）とする。

(対象業務の指定)

第3条 対象となる特定委託業務は、市長が当該業務の内容等を勘案して指定するものとする。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(構成員の要件及び組合せ)

第5条 企業共同体の構成員は、当該特定委託業務が必要とする条件を満たしている者とし、その組合せは、伊達市工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成18年伊達市告示第4号）の規定に基づく指名競争入札参加資格の認定を受けている者の組合せでなければならない。

(出資比率)

第6条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上

2 第4条ただし書によるもののほか、前項の規定によりがたい場合の出資比率の最小限度基準は、市長が別に定めるものとする。

(代表者の要件)

第7条 共同企業体の代表者は、構成員のうちでより大きな経営力及び技術力を有し、かつ出資比率が最大であるものとする。

(結成方法)

第8条 共同企業体の結成方法は、自主結成によるものとする。

(入札資格の申請)

第9条 結成された共同企業体は、競争入札参加資格の審査を申請するときは、指定の期日までに、特定業務委託共同企業体協定書（様式第1号）に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(資格認定)

第10条 共同企業体の競争入札参加資格の認定は、前条により提出された書類を審査のうえ行うものとする。

(存続期間)

第11条 共同企業体は、当該業務の完了後残務整理等に必要期間として3箇月以上存続するものとする。

(構成員の脱退及び加入)

第12条 構成員のいずれかが脱退した場合には、既存構成員が共同連帯して業務完成の義務を負うものとする。

2 履行期間中において一部の構成員が脱退した場合には、脱退した構成員が施行等の主導的役割を担っていたこと等により、既存構成員のみでは適正な施行等の確保が困難と認められるときは、当該業務委託の契約権者は、残存構成員からの共同企業体構成員新規加入承認申請書（様式第2号）により、新たな業者を当該共同企業体の構成員として加入させることについて申請するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。